

学校法人松本学園

役員・評議員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本学園（以下「法人」という。）の役員、評議員の退職した場合の退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、下記のように定める。

- 1 非常勤理事は、1年につき30,000円
- 2 監事は、1年につき10,000円
- 3 常勤理事については、理事会で別に定める。
- 4 評議員には退職金は支給しない。

(在職期間の計算)

第3条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1年満たない端数が生じたときは切り捨てる。

- 2 常勤理事で、職員として退職金が支給された期間については、在職期間に含めない。

(専任等の場合の取扱い)

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したものとみなす。

- 2 役員が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、その任命の前日に退職したものとみなす。

(退職金の支給)

第5条 退職金は、法令によりその退職金から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

(退職金支給禁止)

第6条 役員が法人の寄附行為第10条第1項第1号及び第3号の規定により解任されたときは、退職金を支給しない。

(規程の改廃)

第7条 この規程を改廃しようとするときは理事会の議を経て理事長が行う。

(細則の制定)

第8条 理事長は、この規程の運用に関し必要ある場合は、細則を制定することができる。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年2月6日から一部改正し施行する。

この規程は、令和7年4月1日から一部改正し施行する。